

福島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規則

(平成16年4月1日)

(規則第4号)

(最終改正 令和4年2月1日規則第12号)

(目的)

第1条 福島工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則第35条第2項及び第38条の規定に基づき、本校専攻科(以下「専攻科」という。)の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(授業)

第2条 1単位時間は、標準50分とし、単位制とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び特別研究のいずれか、又はこれらの併用によって行うものとする。

3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び特別研究については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 専攻科学生(以下「学生」という。)は、開設される授業科目のうち、選択必修科目及び選択科目の履修に当たっては、各学期当初に「選択必修科目及び選択科目受講届」(別紙第1号様式)を所定の期日までに学生課教務係に提出しなければならない。

(定期試験)

第4条 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の成績によって評価し得る科目については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

2 定期試験に際し、不正行為を行った者は、それ以後の試験の受験を停止させ、当該試験期間中の全科目の試験の成績は、0点とする。

(4分の1以上欠課者の定期試験受験)

第5条 年間授業時間数の4分の1以上を欠席した科目の定期試験は受験できない。

ただし、欠席時間数のうち次の各号の何れかの事由による欠席がある場合は、専攻科委員会で審議のうえ、受験を許可することがある。

(1) 忌引による場合

(2) 伝染病、その他の疾病で登校停止を命ぜられた場合

(3) 公欠が認められた場合

(4) 交通機関の事故、風水害又は火災等により登校不可能の場合

(5) 授業中又はクラブ活動中に負傷した場合

(6) 疾病、その他やむを得ない事由があると認められた場合

(追試験)

第6条 病気その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対して追試験を行うことがある。

2 前項の追試験の受験を希望する者は、「追試験願」(別紙第2号様式)を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(成績の評価及び評定)

第7条 授業科目の成績評価は、定期試験の成績及び平素の学習状況を総合して行うものとする。

2 成績評価は、100点法によって評価し、次の区分によって優、良、可、不可と認定する。

評定	優	良	可	不可
評点	100点~80点	79点~65点	64点~60点	59点以下

3 特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ、インターンシップA、インターンシップB及びインターンシップCについては、合格又は不合格で評価する。

4 年間授業時数の4分の1以上欠席した科目の成績評価は0点とする。ただし、第5条各号に掲げる事由による欠席が含まれている場合は、専攻科委員会で審議のうえ、これを適用しないことがある。

(単位の認定)

第8条 前条第2項及び第3項の規定に基づき、優、良、可又は合格に評価された授業科目については、当該単位数を修得したものと認定する。

(単位追認試験)

第8条の2 成績評価において不可となった講義を主とする科目及び講義と演習を合わせた科目については、単位追認試験を実施することができる。

2 単位追認試験の実施方法については、別に定める。

(再履修)

第9条 前2条で単位修得を認定されなかった授業科目は、再履修することができる。

2 再履修を希望する者は、「再履修願」(別紙第3号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(修了の認定)

第10条 専攻科の修了の認定は、次の各号の全てに該当する場合に行う。

(1) 専攻科の修了に必要な単位数は、一般科目6単位以上、専門関連科目18単位以上、専門科目32単位以上、及びこれらの科目の合計で62単位以上とする。

(2) 教育課程表に定める必修科目をすべて修得していること。

(3) 教育課程表に定める選択必修科目は、所定の科目数以上を修得していること。

(4) 学会等で特別研究に関する内容を発表していること。

(5) 英語に関しては、「現代英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の内から2科目以上修得していること。

(留学した者の修学期間の取扱い)

第10条の2 留学により休学した者の休学前における当該学年の修学期間は、復学後の学年における当該相当期間に振り替えることができる。

(他の教育機関等で履修した科目の単位認定)

第11条 大学や他の高等専門学校専攻科(以下「大学等」という。)で開設されている授業科目の履修を希望する学生は、あらかじめ担当教員の許可を得た上で、「大学等の授業科目受講届」(別紙第4号様式)を校長に提出しなければならない。これにより修得した単位は、20単位を限度として、専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)第20条第1項の規定により、高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修(平成3年文部省告示第85号)第5号により別表に定めるもの。これにより合格した資格については、「特別学修単位修得認定申請書」(別紙第5号様式)により「合格を証する書類」を添付の上、申請するものとする。

3 第11条1項及び2項において認定される単位数は別表のとおりとし、認定された単位の評定は「認」とする。

(成績一覧表の作成と記録及び通知)

第12条 前期末及び学年末には、成績評価結果を記載した成績一覧表を作成する。

2 成績評価結果の指導要録への記録は、評語又は可否で行い、成績証明書等への記載方法についても同様とする。

3 前期末及び学年末の成績評価の結果は、成績通知表により学生・保護者に通知する。

(その他)

第13条 この規則の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日規則第8号)

この規則は、平成17年9月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月28日規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月3日規則第13号)

この規則は、平成21年3月3日から施行する。

附 則(平成23年2月18日規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月7日規則第6号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日に現に在籍する学生の修了要件は、改正後の別表(第10条第2項)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年7月8日規則第4号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に現に在学する学生の修了の認定は、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年1月27日規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月2日規則第16号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に現に在籍する学生の履修方法は、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年7月5日規則第4号）

この規則は、平成28年7月5日から施行する。

別表（第11条第2項）

資格等の名称	資格等の内容	認定学年	単位数	認定専攻	認定科目
TOEIC	500点以上	全	1	全	TOEIC
実用数学技能検定	1級	全	1	全	実用数学

附 則（平成30年3月2日規則第19号）

- 1 この規則は、平成30年3月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第10条第1項第5号の規定については、平成30年4月1日から施行し、この規則の施行日前日に現に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 福島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する申し合わせは、廃止する。

附 則（令和4年2月1日規則第12号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に現に在籍する学生の履修方法は、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

追 試 験 願

令和 年 月 日

福島工業高等専門学校長 殿

[] 専攻
学籍番号 [] 氏名

受 験 でき ない の で
わたしは、下記の理由により定期試験を , 追試験を許可くだ
受 験 でき な かつ た の で

さるようお願いいたします。

記

1. 理 由

2. 理由の証明

3. 試 験 科 目

定 期 試 験 月 日	試 験 科 目	担当教員名及び認印
		印
		印
		印
		印

再 履 修 願

令和 年 月 日

福島工業高等専門学校長 殿

[] 専攻

学籍番号 [] 氏名

わたしは、下記の科目を再履修したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

履 修 科 目	担当教員名及び承認印	備 考
	印	
	印	
	印	
	印	

注意： この願いは、令和 年 月 日までに、担当教員の承認を得て学生課教務係へ提出すること。

大学等の授業科目受講届

令和 年 月 日

福島工業高等専門学校長 殿

[] 専攻
学籍番号 [] 氏名

わたしは、下記の科目を受講したいので、許可くださるようお願いします。

記

大学等名	授業科目名	単位数	備考

注意： この願いは、令和 年 月 日までに、担当教員の承認を得て学生課教務係へ提出すること。

第5号様式（第11条第2項関係）

特別学修単位修得認定申請書

福島工業高等専門学校長 殿

令和 年 月 日

[学籍番号 [専攻]]
[氏名]

下記のとおり、特別学修による単位の認定を受けたいので関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 学修科目名又は認定を受けようとする資格等の名称
2. 添付書類（合格証等の写し）